

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件につき、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

①損害項目： 通販事業にかかる営業損害（新規開設店舗にかかる営業損害を除く）

期 間： 自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日

②損害項目： ①にかかる弁護士費用

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、合計48,960,000円の支払義務があることを認める。

内訳

①損害項目： 通販事業にかかる営業損害（新規開設店舗にかかる営業損害を除く）

48,000,000円

②損害項目： ①にかかる弁護士費用 960,000円

3 内払和解金

申立人と被申立人は、被申立人が申立人に対し、平成25年2月1日付け内払いに係る合意書に基づき、前項①の内払金として、16,000,000円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年4月17日

（仲介委員 浜田正夫）